(許可の申請)  (於第五条第一項の規定により都道府県公安委員会(以下「公安な法第五条第一項の規定により都道府県公安委員会(以下「公安な営業所では、第三項の規定により許可に係る営業所について質屋営業法第二条第二項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、第三項第三号口を除く。)に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、現に当該許可に係る営業所について質屋営業法第二条第二項の規定による許可を受けようとする場合にあっては、第三項第三号イ及びハに掲げる書類を添付しなければならない。  (取引の申込み等に係る通信手段は、取引の相手方と対面しないで使用できる通信手段とする。  (許可証の再交付の申請)  (許可証の再交付の申請)  (許可証の申請)	改正後
(許可の申請)  (許可の申請)  (許可の申請)  (許可証の申請)	改 正 前

7 6 5 43 2 第 2 十 物四 市 物市 ては、 ては、 出合 五. 員会に、 出 物 物 該 通 たる営業所又 · 四 日 [を経 を経 お 日 市 市 おりとする。 法第七条第一項に規定する届出書の様式は、別記変更に係る変更予定年月日及び変更事項とする。 法第七条第一 前 同 · 日 ) 前までに、 再交付申請 場 第 りとする。 第七条第二項に規定する届出書の様 第七条第二項の 同条第三項 更 係る変更年月日及び変更事項とする。 場)の所在地の所轄警察署長を経由して、 項 当該営業所又は古物市場のうち(二以上の営業所又は二以上の 条第三項 七 由して行う場合を含む。)に 法  $\mathcal{O}$ 七 由 0 (届 三以 条第二 以 0 該 第 届 して行う場合を含む。 規 別 の内に、 出書に 第 所在地の | 営業所又は古物市場のうちい 七条第一 出 定 記 及び 四 は に 上の営業所又は二以 様 一通の届出書を提出しなければならない。 0 項  $\hat{\mathcal{O}}$ 項 書を提出し 古物市場の 式 項 ょ 登記事項証明書を添 許 ŋ 0) 規定により同 0 規 0) 第 通の届出書を提出しなけ 項可の証 所轄警察署長を経由して、 規定により公安委 国家公安委員会規則で定める事 玉 定により同条第一 規定により公安 再 兀 [家公安委員会規 号 交 国家公安委員会規則で定める事の書換えの申請) 付 0 なけ 所在 再 申 請 交 ければならない。任地の所轄警察署員 条第二項 書 付 に 上 を経由して、当該変更の日からうちいずれか一の営業所又は古においては、その営業所又は古においては、その営業所又は古第一項の規定による届出書の提第一項の規定による届出書の提 を 申 おい  $\mathcal{O}$ 提 請 則で定め 付すべき 古 員 出 書 付すべき場合にあっては、由して、当該変更の日からいずれか一の営業所又は古 1物市 ては、 会に  $\mathcal{O}$ 式 を す は、 規 る 提 れ 場 定 場 届 出 その営業所又は世界による届出書の場 る書類 を有する者にあっ 合に ば 別 長 出 長を経由して、 L はならない。場合にあっては [書を 記 記 な ず項は、 様式 様式 営業所又は古 け は、 提 n 3第六号 ず項は、 第 出 ば 「する場 当 なら 第 五. 該 뭉 提 条 当  $\mathcal{O}$ 変 0 一主 な 第五条 42 2 3 **担出する場合においては、** 項を加える。 ならな 項を加える。 項を加える。 項は、 る事項 あっては、二十日)以 なければならない。  $\mathcal{O}$ (変更の届出及び許可 法第七 法第七. 長」 別記様式第六号の 条 再 法 前 交付 第七 の 二 項 当該変更に 法第七条第一項に 0 \ \ ° 0 古物市 条第一 条第一 第二項 変更に 申請 規 条第三 いう。)を経由 定に ただし、 書を 項 項又 係る届出書を提出するときは 項 0 ょ 場 規定に 係る変更 0 0 に規定する届出書の様式は、 ŋ 提 玉 とおりとする。 法 は 再 出 所 の内に、 第二 [家公安委員会規則 在 第五条第 証 交 L 地の I して、 より 書に登記事項証明書を添 規定する国家公安委員の書換えの申請) 付 な 年月 け 経由警察署長を経 項 申 の規定により公安委員会に 経 請 所轄警察署長を 正 れ 副二通 日及び変更事項とする。 正 由 書を ば 副二通 なら 項 L た警 提出 第二号 0 2察署 届 の再 する で定め から 出 由して、 書を 交付申請書を提出 経 長 場 る書 第 別記 合に 由 当 숲 议 することができ 付すべき場合に 該 兀 提 規 四号までに掲げ 近出しなければ 類 変更に係る営 様 則 下 お 当該 式 は で 第五 届 定 経 て は、 変 由 め 次 平警察 号又 る事 更 書 0

第

の

10 9 8 [号を削 号 ばにかい 、て る。 の 三 者 を あ なら は、 · を新 を削 を提 要しない。 っては、 法第七 る者 在 第一条の三第三項 を 第三 ついて同法第二条第二項の規定により立よる許可を受けている場合において、出地を管轄する公安委員会から質屋営業 匹 別 第 法 当該古物商 当 削 たに る。 条第 る。 出 な 記 主 七 第十三条第一 る。 該 0 日する場 様式 たる営 条第二項 条第五 古 紀二項の 同 法第十三条第一 定に 物 第六号の 項 商 一合に 1業所 項 又 又 第三号口を除く。)に掲 か 紀三号口を除く。)に掲げる書類を添付すること「項第三号(第二号に掲げる者を選任した場合にれの規定により公安委員会に提出する届出書には一三条第一項の管理者として選任した場合においいからず、古物商又は古物市場主が次に掲げる 規 は 規 0 は 定 定 古 項 つい 規 古 又は古物市 す 書換申 の規定により物市場主  $\hat{\mathcal{O}}$ は、 定 物 んる書 て準 市 に 定により 前 ょ 場 類 用 請 ŋ 項 主 0 場 許 す  $\mathcal{O}$ 書 が  $\mathcal{O}$ うち ر چ ه 反 び 営業 規 0 可 主たる営業 選 定 所 証 当 当 に 在 任所  $\mathcal{O}$ 「該変更 して 又は 0) ょ 未法第二条第一名業所又は古物 定めている管理者で、当該許可に係る営業 場 ŋ 合に 書 11 古 事 ō 物 市 換 項 申 お -請書及 1理者に į, 係る書類とす て、 物 項の規切 で 0 あい 同 び 条第 る 7 許 者現 可 あ所定所 7 6 5 、第一条の三第三項第三号(第二号に掲げる者を選任して法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届 換 者 を 添 あ 者を新たに おりとする。 提前条 でに掲げる事での場所である。 申請 法第七 めている管理者である者該許可に係る営業所につい 有する営業所又は古物市場について現に法第当該古物商又は古物市場主が当該公安委員 っては、 前項の規定にかかわらず、にあっては、別記様式第八 付することを要し 定により選 業所等一覧 変更があ 条第 法第七条第二 由警察署 第 当該許可証 する場合 公古物商 二項 条第 条 第一条 法第十三条第一項の管理者として選任した場 った場合 0 項の規 表 0 兀 任 又は 又は に 規 項 し 0 項 0) 管轄区 虚を交付 口を除く。)にあっては、別記で轄区域内の営業所又は古物での変更に係る届出書を提出し 0 定 許 0 ている管理  $\mathcal{O}$ 0 項 規 は古物市場、 可証 ない。 三第三 は、 7 定 古物市場主が当該公安委 項 規 様式第八号の  $\mathcal{O}$ っ者 について同法第二条第二項の規定による許可を受けている場合におによる許可を受けている場合にお に É て 定 を提 した公安委員会に、により許可証の書換 準 前 定 規定する書 甪 項 項 者で 古物商 ょ すの 出 第三号口を除く。 しなけ る。 規定によ ŋ ある 許可公安委員 届 この 又は 出 類 者 れば 書を 0 場合 古物 うち ŋ はならない。
「別記様式第五号のは、別記様式第五号の 書 市場、 に 換 しようとする場 当 出 十三条で会の管理 会 記場場 お 申 L 該 に い 請 主 ょ 号 変 書及 覧 掲 が う 式  $\mathcal{O}$ 更 て カュ 式第七号の営のみについて() げる書 お質屋 第 次に لح 定 6 事 轄 ける書類を 出書には るままには がに掲げる び す 区 前 第 項 条第 -号 の て、 許 ょ る 兀 に 項域 す ŋ の内に 場 号 可 係

ま

る

合

書 る

証

定当法

3 2 いて 更後 八 七 六 を 合  $\mathcal{O}$ I するも やか 受け 提 に 所 0 り売 は、 第十 り 売 可証 の規 業 行 出 お在 競 1 11 事 いては、 しなけ 0) +所 う て ず 由法 第十 りの届っなければ りれの所 は、 の返 条 申 場 第八条第一 のとする。 約 物 0 売 条 出  $\mathcal{O}$ (第三項の目) 当該 却 第三項の規定により公安委員 込みを受ける通信手段の種!第三項の国家公安委員会規 合に 市 規 発 を主たる古 場主は、 その -条第一 競り売りの日から三日前である古物を取り扱う営業 生の 日 在 日から三日常日から三日常 古物 ば 当 警察署長を経 あ 出 警察署長を経由してしなければならない。この日から十日以内に、主たる営業所又は古物なの日なければならない。これの項又は第三項の規定による言言に なら れば 一該許可証ととも  $\tilde{O}$ 営業所の 場 0 て 国家公安委員 とする。 所 項 市 なら 場場の な 提 は、 0 物 (同 規 前 上 市 な 所在 そ 条第二 所市 までに、 0 定 場 営業所 なけ に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 在場 地 経 ょ 所 地の 項 れ 由 ŋ 在 の規 別 ば を す  $\mathcal{O}$ 公 地所約 前までに、条所の所在 性類とする。 
処則で定める が轄警察署長れの内容を変形 な 記の有 る 規 安 を の所在は会に届 定に 様式第十号の競り売り届所轄警察署長を経由して する古物商にあっては、公安委員会の管轄区域内 ら 委 管 員 轄 な

会に ょ

ŋ

該 出

当届

証 と項 読 み替えるも  $\mathcal{O}$ 交 付 のとする 申 請 書 لح あ る 0 は  $\mathcal{O}$ 書 換 申 請 書 及 び 許 可 証

交

申

請

ىل

あ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

 $\mathcal{O}$ 

書

換

申

請

書

及 び

許

可

変 提 第 ・後) 速やかに、当を ・・条 古物市場主は ・・ お約の 六条 後 の規約 を 公安委員 ※主は、古地の提出) 古物 市 会 場 の物 所市 提 在場 出 地の規 するもの の所轄警察署長な税約の内容を変更 とする。 を 更 経 し た 由 場 合 変

す

る公公

安

委員会に

を経し

性由して、

は

記様式第九号の返納理由書を提出しなければなければならない。この場合においては、当当該事由の発生の日から十日以内に、経由警第七条 法第八条第一項又は第三項の規定によ(許可証の返納) 第 当警 ば ょ 1察署1 な 該 る 5 許 な 可 長 可 証とと を経 証  $\mathcal{O}$ 由返 ŧ し納 ては に 別し

理由書場は、

競 ŋ 売 りの 届 出

は届出を経由日をする場合 けれず、 けれず、 けれず、 けれず、 けれず、 けれず、 けれず、 ればならない。 までに、その場 場 別所項 のの 記 所 様式第十号の 規 所轄警察署長を経<sup>由</sup>規定により公安委員 競 ŋ 売 由員 して、会に届 ŋ 届 届 出 競出りを 書 を 提 売 す ŋ 出 る の場 日合 な

買受け 法第  $\mathcal{O}$ +申 条 込みを受ける通 項 0 信手段の種類とする。 **多** 会規 則 で 8 る 項 古

物

0

3 いては、 二の競 を経 法第十 由 ぬ 売り届日 「して、 売り届出書を提出しなければならない。て、競り売りの日から三日前までに、売却する古物を取り扱う営業所の所在:条第二項の規定により公安委員会に届: 別地出 を 記の 様所 す 式 轄 る 第警 場 号署 の長お

由警察署長の (等)

九条

ŋ

ŋ

届

出

を

別地出

 $\mathcal{O}$ 

記様式第十号のの所轄警察署長

記

をする場

る

事

項

は、

古

物

 $\mathcal{O}$ 

2

九 又は 項 古 の規 古物 物商又は 市 場を有し 古物 ょ ŋ 公 市 ないこととなった場合に:場主は、経由警察署長の: 安 委員 (会に法 第 五. 条第 項 お管 い轄 て、 区 号 域 に 法 内 第に 七営

2 第 者にあっては、なる場合においては 九条 ネ の 二 第十 りあ 条の二第一項の いては、 性由して、一通の届出書を提出しなければならない住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地の所は、営業の本拠となる事務所(当該事務所のない一第一項の規定により公安委員会に届出書を提出す 業者に係る営 開 始  $\mathcal{O}$ 届

いつせ

 $\bar{\lambda}$ 

業

出

3

察署長を経由

古 物競 りあ 0 せん業者に 係る廃 止 等 0) 届 出

九条の三

2

3 署長を経 る場合においては、 法第十条の二第二 日 十日)以内に、一通の届出書を提出しなければならない。(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあってはを経由して、古物競りあっせん業の廃止又は変更の日から十分においては、営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察第十条の二第二項の規定により公安委員会に届出書を提出す

4 略

第 + 仮 兀 一条の二 設店 舗 に 法第 おける営業の 十四四 条第 届 項 出 ただし

書

0

ら号 物市場を有する者にあっては、内に有する営業所又は古物市場 業所又は古物市 ない。 当該古物商 項 0 由 [警察署 更に 場) 又係る 長 変更 更届出書を経由警察署長に提出しなければなの名称及び所在地を記載した別記様式第十一、あっては、その者が選択したいずれか一の営は古物市場(二以上の営業所又は二以上の古物市場主が現に当該公安委員会の管轄区域」  $\mathcal{O}$ 古 届 出 書を 提 |が現に当該公安委| 会届の出 な 一営古域

2 れた営業所又は古る。前項の規定によっ とみなしてこの規則の規定を適用する。 は古物市場ので つより 経 由 警察署長変更届 所在地の所轄警察署長を経っ当該経由警察署長変更届出書を提出し 日書に記載された古物商又 由 警察署長

(古物競りあっせん業者 に係る営 1業開 始 0 届 出

九条の二 同 上

2 者にあっては、住所又は居所をいう。以下同じ。)のる場合においては、営業の本拠となる事務所(当該事法第十条の二第一項の規定により公安委員会に届出る な 轄警察署長を経 由 して、 正副二通 の届 出書を提出 L なけ 所在地の所事務所のない なら

3 • 4 同 上

(古物競 りあ 同上 っせん業者 に ほ係る廃 止 等 0 届

出

2 第九条の三

3 四 日 署長を経 る場合においては、 法第十条の二第二項[同上] <u>二</u> 十 一十日)以上 由 して、 か内に、 出 書に 古物 正副二通の届出書を提出しなければならない登記事項証明書を添付すべき場合にあっては営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察一項の規定により公安委員会に届出書を提出す

4 同 上

における営業の 届 出

規定により公安委員会 第 十四条の二(仮設店舗) 法第十四 条第 項ただし書 I の 規 定により公 安委員 会

員会の な 前 け ま 察署長を経 までに、 れば 該 出 あ 管 届 をする場合におい いっては、 ならない。 轄 出 別記 由 区 を経由 院記様式第十四号の二の仮設店舗営業届出書を提出して、仮設店舗において古物営業を営む日から三日は、そのいずれか一の営業所の所在地))の所轄警 域 内 0 して行う場合にあっ 営業所 7 0 所 そ 在 地 0 場 7 所 は、 以 (同 上 そ 0) 条 営業所を有する古 0) 経由するい発二項の規定 公安委 定 によ

(古物競 りあっせん業者に 係る認定  $\mathcal{O}$ 申 請

+ 九条の四

2

3 の認定申請書を是出した。業の本拠となる事務所の所在地。第一項の規定により認定申請 はならない。
地の所轄警察署長な現の所轄警察署長な 場合に を経 おいては、 由 して、 通 営

古 略」 物競 ŋ あ 次の各号のいずいのつせん業者に係る . ずれかに該当する者は、. 係る認定の申請の欠格事 由

の五第一 九条の五 項の 認定を申請することができない。 法第二十

五一 兀 略 第

4

当する 「する 日 0) 日 第二 又 廃 項 取 及 以消しをした及び場所がな 外国 外国 正に は 第一号の規定による許 +当 の法と -四条 0 Mが公示された日か四条第一項の規定に つの規定による許可証の返納をした者(その古物が法令の規定に基づく手続に係る期間内に法第八なしないことを決定する日までの間又はこれらになが公示された日から当該取消しをする日若しく 手 ・続を行った日から起算して五年を経過、合の規定に基づく手続を行った者で、 て相当な理由がある者を除 項 から当ったによる 該 許 取可  $\mathcal{O}$ 行った者で、当該返納ぼく。)又はこれに相をした者(その古物党 取 に 係る聴 過 納相営条相はの

第 九 条の九 定古 物 競 りあ せ W 業者 に係 る変 更 0) 届 出

3 略

> い。 様式第十四号の二の仮 て、仮設店舗において に届出をする場合にお 仮設店舗営業届出書を提出しなければならないて古物営業を営む日から三日前までに、別記まいては、その場所の所轄警察署長を経由し

(古: 物競 りあ 0 せ h 者 係る認定

十九条の四 同 上

2 同上

3 二通の認定申請書を業の本拠となる事務 二 通 務所の を ょ 提 ŋ 出 認 出しなければならない。の所在地の所轄警察署長認定申請書を提出する場 場合に 長 を経 おいては、 由 て、

正

副営

4 同 Ŀ

(古物競 りあ

第 十九条の五 [一~四 同上] の五第一項の認定を申請 次の各号の することができない。 いに .ずれかに該当する者.係る認定の申請の欠! 欠格 は、 事 法 第二 +

条

同

五二法 は外当国 外国の法令の規定に基づく手続を行った者で、当止について相当な理由がある者を除く。)又はこ第一号の規定による許可証の返納をした者(その 外 国 び場所が 消 法第二十四 L をしないことを決定する日までの間又はこれが所が公示された日から当該取消しをする日若第二十四条の規定による許可の取消しに係る? の法令の規定に基づく手続に係る期間内に法 手 続を行った日から起算して五年を経過令の規定に基づく手続を行った者で、 兀 「 条 の )又はこれに L らに な 該 古 第八条第一 L 返 物 < 聞 相当する営業の 納 はの 当 期 す該日 日 る廃項る取及 又

二 六 • 司

第十九条の九(認定古物競 物競りあ 上 つっせん 業者に 係 る変更 0 届 出

同

2 3 同 上

- 4 て、 7 は 変更 項 0 業  $\mathcal{O}$ 日の規 か本定 5 拠に ら十四日以内に、拠となる事務所の ょ ŋ 公安 委 所 員 の会 所に 通 在届 の地出 届の 書 出 所 を **別轄警察署長を経出を提出する場合にな** 書を提出し なけ れ由お ばしい
- 5 略

な

らない。

外 玉 ŋ あ 0 せ W 業 者 に 係 る 認 定 0) 申 請

第 + 九 条の 略

2 略」

3 申請書を提出者のの 出 住 規 [しなければならない。 |所又は居所の所轄警察署| |定により認定申請書を提 長 出 をす 経 る 由場 一合にお L て、 11 7 通 は、  $\mathcal{O}$ 認 定連 3

4 略

認 定外国 古 物 競 ŋ あ 0 せ W 業者 に 係 る 廃 止 等  $\mathcal{O}$ 届 出

第 +-九条の 十三

2 [略]

3 提 当 出 者 L  $\mathcal{O}$ なけ 住 項 所又規 れ は ば 定 なら 居に 所 ょ ない。 0 ŋ の所轄警察署長なり届出書を提出す を経 する 由 場 合に L て お 1 7 通 (は、  $\mathcal{O}$ 届 出 連 書 絡 を 担

4 略

玉 家 公 安 委 員 会 規 則 で 定 8 る

報 を物 )を適正 等 についての照 直 商 十一条 て 接若 防 止 十三条 石しくは 寸 物 かつ確 市 体」という。)とする。 法 第二十 場 ※会に 間接 0 主若しくは古物 (承認を受けた法人その他の団体に実に実施することができると認い対し回答する業務(以下「回: 認を受けた法人そ の構成員とする団 六条の 国家公安 業者又はこれらの者| 体(以下「盗品売認められるものと回答業務」という

盗 買等 防 止 寸 体に 対し提供 を 行 う 情

さ 公 4安委員 を 会が 1が法第 記号そ の は、 他 六条 盗  $\mathcal{O}$ 品等に 符号 لح す 関 定 する る に より 情 盗品 報 0) う 売 ち、 買 等 盗 防 止 品

- 4 て、 7 れ は、 ばならな 変更の 項  $\mathcal{O}$ 業 日の規か本定 ら拠に とな + ょ 四 ŋ る事 日 以 め内に、 務 委 所の 員 会に 正所 副 在届 地 出 通 の書 の所を の轄警察署長を経過する場合に 届 出 『書を提 出し 経に なけしおい
- 5 同 上

外国 古 物 競 ŋ あ 0 せ W 業 者 係 る認 定 申 請

第 同 上

2

提所定 出又に はよ L は居所のは居所の ればならない。の所轄警察署長な足出す を す 経 る 由場 合 L に て、 お 正 11 副二 7 は 通 の連

4

認 定外国古 物 競 ŋ あ 0 せ W 業 者 に 係 る 廃 止 等 0 届

出

第 + 同 上

3 2

4 書を提出し 第一項の知 しなけ 所又は、の規定 れ居に ば 所 ょ なら **のり** 所届 ない。 轄警察署長を経 出 書を提 出 する 場 由 合 し て お V 正 副 7 は、 通 連  $\mathcal{O}$ 届 絡 出担

4

国 家 公安委 員 숲 規 則 で 定 8 る

第二十一条 報についての照 物商、 して第二十三条 を直接若 ) を 適 古 止 しくは 4 正 物 体」という。)とする。三条の承認を受けた法人 か 市法 · つ 確 場 第 二十 会に対し回答する業務 間 主 接 若しくは 実 介に実 の構 -七条の 認を受けた法人その :成員とする団体からのだは古物競りあっせん業 )受けた法人その他の団体/施することができると認 玉 家公安委員 (以下 숲 規 回 則 者又 盗 で めら · 答 業 品 定 い等に関う 等に 8 来務」というなに関する情に関する情 れるものと る 下 らは 盗 品 売

(盗品) 売 買等防 止 寸 体に 対し 提 報

4 に対 さ 公安委 を 員 行う情 会が 記 法 号 そ 報 第 は、 の 他 盗品等に関する場合に関する。 符 号とする。 定に す る ょ り 情 盗 報 品 0) 5 売 買 盗 防 品止

四 法第七条第四 法第七条第	三 法第六条第 しをした場合	場合 場合 と	可をした場合 規定による許 の	報告する場合	第三十一条 法第二第三十一条 法第二十一条 法第二
五 変更年月日(法第七条第一項の規定に四 許可証番号 ニ 許可の種類ニ 許可の種類	<ul><li>六 許可の取消しの事由</li><li>六 許可の取消しの年月日</li><li>四 許可証番号</li><li>四 許可証番号</li><li>二 許可の種類</li><li>二 許可の種類</li></ul>	五 許可証の再交付年月日四 許可証番号 ニ 許可の種類 ニ 許可の種類 ニ 許可の種類	四 許可証番号 三 許可年月日 三 許可の種類(古物商又は古物市場主の二 許可の種類(古物商又は古物市場主の二 許可の種類(古物商又は古物市場主の一 法第五条第一項各号に掲げる事項	事項	とする。 段に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の段に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事への報告事項等)

九 法第二十三	八 法第十四条 書の規定によ る届出を受け	七 法第十条第七 法第十条第	六 法第十条第 六 法第十条第	五 法第八条第 一項又は第三 一項又は第三 おぎず によ	合
<u> </u>	四三二一	五。四三二一	四三二一	六五四三二一	六
許可の種類法第五条第一項各号に掲げる事項	及び場所の設店舗において古物営業を営む日時の設店舗において古物営業を営む日時許可証番号許可年月日	競り売りをしようとする期間公衆送信の送信元識別符号売却する古物に関する事項に係る自動許可証番号許可証番号	競り売りをしようとする日時及び場所許可証番号許可年月日	返納理由 変納理由 許可証の返納を受けた年月日 許可年月日 許可の種類 許可の種類	変更事項は、変更予定年月日)よる届出書の提出を受けた場合にあって

2   2   た場合 に
行行号日類第す第 為為為 又をを 項。項。 七六五四三
高文は当該処分に違反した行為の内容 一項各号に掲げる事項 一項各号に掲げる事項 一項各号に掲げる事項 一項各号に掲げる事項 一項各号に掲げる事項 一項各号に掲げる事項

ŧ o,	1															
		古	450	rice					200							
		古书	क्षा ति ति ह	易主		部中中	IJ E	<b>P</b> 8	青节	5						
t	物営業法第	5条第1項	の規定に	より計	可を	申請し	ます									
												123				
	5.5		22									年		月	E	Ī
	24	安委員会	JRD .				us To	a.	PF 24		our de	collection.	****			
							甲語	者の	氏名	XI	は名	称及	UB	EPIT		211
_															9	)
許		1.古物商	2.古	物市場	主											
m.	(4350)						_		_	_	_		_			_
100	4															
100	は 名 称 人等の種別	1.株式会	6L o des	10.00	2 4	2 m 11		5. Se :	16.6	5	20	do de	1	o Aut	ï	_
<i>(Δ</i> ),	人等の便加	1.标料云	11 4 ms	医苯红	3. E	有灵红	4.1	n pa	K 1I	0.	£ 0.	他海	Λ.	D. 100	^_	_
生	年 月 日		年	月	日											
住	所															
又	は居所															
ľ	5.00.574.5.444.0					電話	(		)			-	ŝi.		#	
行	筋をしよう	とする者であ	5るかど	うかの	別	1.73	ĺ	2, 1	ない	-						
		01 美術品					15				.337					
1		06 自転車		200			100	50.50				F. 13.		35	100	*
ä		11 京集・ポル		-		winners of the	-	17.7		_		(d)	190	注析で	(11)	
	種別	1.代表者	2.19	д	3.	法定代	理人	Ř								
	141551															_
	氏 名															
代表	氏 名		de:	В	12											
代表者	氏 名		年	月	Ħ											
代表	氏 名 生年月日		年	月	B											
代表者	氏 名		年	Ħ	B	電話	7		-				3		#	

## 別記様式第 1号 (第 1 条関係) その1 古物 商 許可申請書 古物市場主 古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。 年 月 日 公安委員会 殿 申請者の氏名又は名称及び住所 **(2)** 許 可 の 種 類 1. 占物商 2. 占物市場主 ( la just) 氏 名 又は名称 法人等の種別 1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人 生 年 月 日 年 月 日 又は居所 電話 ( ) − 番 行商をしようとする者であるかどうかの別 1.する 2.しない 至として取り 01 美術品類 02 衣 類 03 明計 2番目 04 自 動 車 05 数1種・折 扱おうとする 08 自転車類 07 写真機類 08 \$ 8 8 8 8 9 09 8 # 1 1 8 9 10 道 具 類 (いずれか1つこのを付けること) 表 氏 名 生年月日 年 月 日 等 住 所 電話(

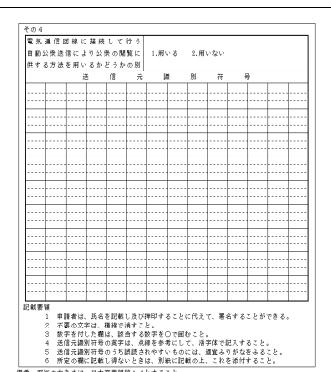
	形			糖	1	, 2	業	折あ	ð)	2	.X	業所	なし		3	古:	物市	#							
	名	(2)		称	_	_													_			_	_	_	_
主営た	所	在		地	(住	EPI	权	は居	所と	间比	場	合位	t, līt			EU		,)						-	
業 る 所	_	_		4		_	-		- 44	-	_		_	ž (	-		)		_	_	-	- 14	_	9	٠.
m · 古	33.50	り 物の		2004	08	E	10āl	A.題 整題 多品質		7		類類類類	08		1		04	H				道			
物 市		ä	156																						
塩	20	氏		名																					
	瑰	生年	月	н					年	Ų.	月		Ħ												
	者	住		所										話(			)							opa.	

	形		態	1.営業	き所あり	)	2.営	業所	なし		3.古物	市場	e e					
営		(ふりがな)																
	名		称															
業				(住所又	は居所	í Ł 🖪	じ場	合は.	. 記事	成を	要しな	w.	)					
所	所	在	地															
									電話	(		)			_			番
•	Ħχ	り扱	ň	01 美術			拉	類			1869	04		鱽				ii ii
古	古	物の区	38	06 自車			写真					09	200	I.	ğ	10	道	具 類
		(b) #4	2)	11 R# ·	- 2 製造機	12	古	籍	13	址	券 類							
物	管	氏	名															
巾	理	生年月	日			年	月	-	Ħ									
場																		
	者	住	所						電話	,		)						番

	形		悠	1.營業所	- 1	2.古	物市	9								
	名	12.50	桦													
者の他	所	在	地	(住所又は居)	折と「	नि	場合									3
所 の ・		70 HOV	20. 10.	81 美術品類	02	nter .	18	- 70			_	自動車	O.F.	10161	_	*
	取	り担	3	967533000												
古物	古	物の	区分	08 自転車類 11 株 斗車額	12		福			BIII 券類	09	FRIFF	10	첀	具	25
市		(35	6¢).													
摄	10	氏	名													
	理	生年	月日		年		月	Ħ								
	齿															
		住	所													
									話	1		)				番

亚 氘 通	借证	1 24 13	接続	して	行う					
自動公司	要谈	便让上	0 53 5	幸の間	いた	1.用いる	2.用	where		
併する:	12,100	100	CALL TO SE		2.000	33793				
POTE TO THE SE	is ten		5	(iii	元	186	91	符	号	
1										
										+
										<u> </u>
		1000								
										‡‡
							******			
転要領 1	шi	10 数数	H.S.	本記載	1.757%	押印するこ	トに代え	ナ 罢名	オスニンが	できる.
2				横線で			- 1-1 10-	THE PARTY	,	T. T. C. T.

5 选信元識別符号のうち語談されやすいものには、適度ふりがなをふること。 6 所定の欄に記載し得ないときは、別談に記載の上、これを添付すること。 個考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 16 -

L 199	百禾仏	95 / Ac 9	1項の規定により変更の届品	це Сач.	den.		
		公安委」	会 殿		4	月	Ħ
				届出者の氏	名又は名称及	び住所	(H)
許	म の	種類	1.古物商 2.古物市場主				
	可証:		年 月	H			
aT	+1) 平 (3) 5な)		<u> </u>	Ħ			
氏		名					
.х.	は 4	1 1/9					
住		所					
		営業	所又は古物市場	易に係る	変更事	項	
変更	予定年		年 月	Ħ	xmxxx220x		
主	形。	() () () () () () () () () () () () () () (	1.営業所あり 2.営業所	なし 3.古料	<b>为市場</b>		
営た		***					
業 る 所	120	称					
:			(住所又は居所と同じ場合は	、記載を要した	3/い。)		
古物							
市	所 :	在 地					
場				雷託 (	)	_	#
	形	態	1.営業所 2.古物市				
営の		95な]					
業 他	名	称					
所の	<u> </u>		(住所又は居所と同じ場合は	討載发車1 7	212. )		
古			(正)// 人は旧川 こ門 し棚首 は	、 gG 軽を安しる	» v o/		
物 市	#G -	在 地					
場場	<sup>[7]</sup>	庄 虺					
				泰廷 /	`	_	saci
	1			電話(	)	_	番

| 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

<u>別記様式第5号</u> (第5条関係) その1 変更届出 書換申請 古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。 古物営業法第7条第4項の規定により許可証の書換えを申請します。 级 定員委安公 届出(申請)者の氏名又は名称及び住所 許可の種類 1. 古物商 2. 古物市場主許可証 番号許可年月日 年 月 目 年 月 日 突更 - 會換事項 年 月 日 変更年月日 年 月 日 は1558 氏 名 文 は 名 棒 法人等の種別 1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人 変更年月日 年 月 日 種 別 1.代表者 2.役 員 代 旧 氏 名 生年月日 年 月 日 種 別 1.代表者 2.役 員 氏 名 者 新生年月日 年 月 日 住 所 電話(

	2																				
		の種		1.	古物	丽	2. 2	物	市場:	±_											
		証書																			
許		年月	B				年	1	1	B											
	12	りがなり	yeses																		
氏		0	名																		
又	12	名																			
			温 :	樂店	近 2	Z (.	l r	54	约 T	t t	易	15	係	3	変	更	- 神	FJ	复		
		りがなり																			
		廃止																			
		所又																			
古	物市	場の名	名称																		
7fK	w	年月	п	_			年		1	В										_	
-	形	++ A	飯	1.	**	折あり	_			所な	1.	3	. 古卷	市场							
131		(ふりがな)		4.	m /%/	1.40.0	_	***	1.16	111134	_		- 11 7	A sty Off							
業			1	_																	
所	名		称																		
古			$\neg$	(住)	所又(	は居所	七月	TU	易合	it,	記載	をす	更した	W.	)						
物																					
25	所	在	地																		
市																					
揚										-	話	(		)			-			番	1
-	70.7		- 1					-		_											
変	昊	年月	H	-	44 44		年	)	_	B			***			in.	-				-
取	b	扱	3			日本							282						自動二	700	
古	物	OX	4			車型										I	1 1	10	18	H	麵
_				11	R#.	ゴム製品	1	2 🖀		籍	13	金	券 繋								
-	-							_	_	-						_					
銮	更	年月	_				年	70	1	В											
	III	(69)	67	_																	
管	10	氏	名																		
-	Н	(351	(t)	_												_				_	_
			1.1																		
理		氏	名																		
-	1000	2.700	7 30	_	_		10000	16	41	[S.	_	_		_	_	_	_	_	_	_	
	新	生年	日日				年	1	1	B											
者			$\neg$																		
7		佳	所																		
											話									*	

許可能 参号	· Ф	3																
(3)対 名 X は 名 称	ř	可	HE.	#	号													
既 名 取 は 名 称	午	町	年	Ħ	日				- 3	<b>#</b>	月	B						
双 は 名 称		1 (3	月時															
営業の方法に係る変更事項 電気通信回線に接接して行う 自動公衆透信により公衆の閲覧に 1.用いる 2.用いない 供する方法を用いるかどうかの別	氏				8													
電気通信回線に措施して行う 自動公衆送信により公衆の閲覧に 共する方法を用いるかどうかの別	又	13	2	ı, ŝ	称													
電気通信回線に措施して行う 自動公衆送信により公衆の閲覧に 共する方法を用いるかどうかの別						,	ne s	=	7	# 9	キルニ	<b>(35.</b> )	5, 200	मृत्र उ	<b>\$</b> 74	3		
自動公衆送信により公衆の閲覧に 1.用いる 2.用いない 供する方法を用いるかどうかの別	<b>F</b>	Ä. 1	通 信	[61	36											-		
供する方法を用いるかどうかの別!											1.用	5	2.用	いない				
											COSMIN	0.0000	0.000,000					
			-						-			Đ.	90	77		号		_
				Т		Т		Г	т		T		T	1				T
				-		1			-					1	1	1		1
				7		7							1			1		1
	-	00			i e Les	1			- 1			Carter.		L-00				
		-				1		1								1	7	1
	-	-			0000	1			-				1	1000	1	1	7	1
						ī							L					I
						[								I				]
		-				Ī		1						1	1	1		1
		12.52			parana	I	22227		225							a su suco		
						1								11000				1
	- 30				5183	1			= = 1		1000		D1921	10000	1	100		1
						J								1				
						.1			_					ļ				
						1												
								l										L
								ļ					ļ					ļ
				4		4		_					_		_			_
			ļ			-1		ļ		ļ			ļ	ļ	ļ			ļ
						-}			++									
				4		4		_							-	-	-	-
						4			-+									
						-												
	_	-	-	-	_	+		$\vdash$	+		-		-				+	+
						÷		200							555			
						-												
軟要領	40	THE C	100	_		_	_	_	_	_	_		_	-		_	_	_
AC THY CO.				ं														
			1 1	量出	中	請	) 者は	t. E	名	を記載	し及び	押印す	3:8	に代え	7.	匿名す	ることが	55
1 届出(申請)者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができ															H ()	事異 [	力、党案	所等。
2 各「変更年月日」棚には、当該事項の変更があった年月日(人事異動、営業所等												を記載	178:	Ŀ.				
2 各「空更年月日」欄には、当該事項の空更があった年月日(人事異額、営業所等設、移転又は廃止等の年月日をいう。)を記載すること。			3	不要	E OUT	7	谜.	横線	21	青すこ	Ł.							
2 各「変更年月日」棚には、当該事項の変更があった年月日(人事異動、営業所等			4 5	次学	老作	ft	た概	u.	該	当する	数字を	西かり	せこと					
2 各「空更年月日」欄には、当該事項の空更があった年月日(人事異額、営業所等設、移転又は廃止等の年月日をいう。)を記載すること。		3	5 3	×(	元日	朗	符号	の美	李	ま. 点	線を参	考にし	て, 活	字体で	記入す	るこ		
2 冬「空更年月日」欄には、当設事項の空更があった年月日(人事最勤、営業所等設、存転又は廃止等の年月日をいう。) を記載すること。 3 不要の文字は、機修で消すこと。		- 3	6 3	去自	元品	8月	符号	03	51	角読さ	れやす	1.80	には、	連営ふ	りがた	さる	328	
<ul> <li>2 各「変更年月日」棚には、当該事項の変更があった年月日(人事異動、営業所等設、移転又は廃止等の年月日をいう。) を記載すること。</li> <li>3 不要の文字は、微線で消すこと。</li> <li>4 数字を付した機は、設当する数字を○で囲むこと。</li> </ul>			7 1		201		***		14.7		は、別	W 0 - man	44			1 to 10 1	4.	

or managed and managed to the sec

- 19 -

その						沒	F	更是	6 H	j 4	5							
		常業法 第第法是											しま	<b>†</b> ,				
				B. FL &											自	4	月	Ħ
		2.	SE S	金員金	MC.				屈出	(1	申請)	者の	氏名	又は	各称及	w G	Eff	
幹	H	の種	ā	1.古籍	商	9	#1	か市日	1 =									0
		紅田		1112.10	, ini		-	-	9 -24									
許	ग	年月	Ħ			年	-	Я	E									
	1	33(4)	_															
氏以	2.3		8															
又	53	名	수			_	-	-	_		-		-					
	-	Ann and				-				10	D. 1	杯項						
A		年 月	4			年		月	H	_								
氏			2				_			_								
	H	名																
		等の種		1.株式	会社	2.4	間	会社	3.台	名:	計社	4.合业	会名	£ 5	その他	法人	6.1	人里
460																		
任	14	居	肝脏															
^	90		"							雷	<b>#</b> (		ÿ		32	3		#
行用	面を	する者	c in	るかど	うかく	別		, † 3	5		しない		-					-
		U		01 美								1818						
取			3	06 自										8.5				
書	200	の区	πÌ	11 21	:1)\$	18	12	番	¥6	13	金	恭 類	_		OHT	1910	:09 B1	813
堂	更	年月	B			年	Š.,	月	Ė									
	-	10	30	1.代表	者	2.		A	_									
		2150																
	IH	氏	8															
		生年月	-			26.		月	В									
代	-			1 (2) -	- 44				-	_								
表		1£		1.代表	(A)	Z.	但	Д										
者			J															
#	**	氏	ã															
	新	生年月	Ħ			年	3	月	B									
		住	昕															
			201								£ (		3					#

古物営業	法第7:	条第2項の		サビナリ交通							
	61.62%	65A B							年	月	Ħ
	230	委員会 脟				臨出表	o ⊯.	タマは	名称及《	x 住部	
						VIET PER PE		HANN	HITASI	21-00	6
許可の		1.古物商	2.	物市場	Ė						
許可証許可年			年	月	Ħ						
1895	0.4			- (1	- 1						
氏 又 は:	名 2										
X 16 -	er for		3	変 更	E 14	F	頁				
变更年			年	Я	Ħ						
ji  s  氏	名										
氏 又 は :	名称	1 Marie	H of	78-5-11	0.00	0.14	1.45/25	-044	E Z MA	SET 1	ट रो <b>वा</b> १
氏	名称	1 株式会	社 2者	调会社	3.含名	融	4.含質	妣	5.その他	法人	6 個人
氏 叉 は : 法人等の	名称	1 株式会	吐 2 有	调会社	3 含名	妣	4.含資	绀	5.その他	法人	6 個人
氏 叉 は : 法人等の	名称	1株式会	肚 2浦	调验社		会社 · 電話			5.その他	法人 (	6 個人
氏 又 は : 法人等の 住 又 は :	名称 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1株式会				San (217)			5.その他	法人 -	
氏又は 3 は 4 住 2 変 更 年	名称 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1株式会	年	月		San (217)			5.その他	法人 -	
氏又法 住又 変更 種	名称》種別所所		年	月		San (217)			5.その他	法人 -	
馬又は : は : は : (	名称別所所另		年	月		San (217)			5.その他	法人 -	
氏又法 住又 変 氏 任 以 年種 氏	名称別所所另	1. 代表者	年	月		San (217)			5.その他	· -	
氏又法 住又 変 代 象	名称別所所用別	1. 代表者	年 2.设	月月月	8	San (217)			5.その他	-	
氏又法 住又 変 代 表 年種 氏 生 種	名称 居 月 日 別 「	1. 代表者	年 2.设	月月月	8	San (217)			5.その他	法人 -	
氏又法 住又 変 代 表 者	名称別 所所 月 日 別 一 5 2 名	1. 代表者	年 2.设	月月月	8	San (2) (2)			5.その他	法人 -	
氏又法 住又 変 代 表 田 生 種 氏 生 種 二	名称別 所所 月 日 別 一 5 2 名	1. 代表者	年 2.设	月月月	8	San (2) (2)			5.その他	法人!	
氏又法     住又     変     代     表     者     等       は     (3)     (4)	名称別 所所 月 日 別 一 5 2 名	1. 代表者	年 2.役 年 2.役	月月月月月月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	8	San (2) (2)			5.その他	- -	

- 20 -

許	可	の種	題	1.7	与物育	Ħ	2. 7	物件	甘場主												
許	可	証事	号					-													
許	न्	年月	Ħ				年	-	1	H											
	. 9	(\$2.54	500																		
氏			名																		
又	13	名	称																		
		10	B.	難月	行う	Z 1	ナさ	54	ल न	テ雄	163	- G	¥.	5	変	9	9	<b>E</b> J	页		
	31	(##)																			
		項のほ																			
		痨 又																			
古	物市	場の名	5称																		
nder.	_	No. 100	- 1							- Aug -											
変	2	年 月	日	0.1	美術	E +6	年	衣	#	H			12	77.4	-	76	Æ	O.C.	06-4		# - A P-
取	19	嶽	5							1000	**	100			Ħ	動			883		
#	物	OE	#		自転				T.機類		100		100	09	1	1	1 1	10	道	я	26
200	1945		300	11	H:	12.18	12	書	#	13	金	券	鎮		_	_					
50	更	年月	Ħ	_			年	ļ		В									_	_	
-	Ĺ	315																	_	_	
智	旧	氏	名																		
	$\vdash$	(2.65	83				_				_	_	_	_	_	_	_		_	_	_
理																			_	_	
쾀	新	氏	名																		
	11.5	住	所																		
		i.i.	100							電影	607			V.			12			*	

許可証									
許可年				年	月 日				
(2) 11									
氏 又 は :	名								
又 は :	ロ 1가	7.00							
and the s	·				去に係	る変	史事	填	
電気通イ									
自動公衆供する方					1.用いる	2. н.	6.280 A.		
ж 9 ол	4年代 日	送	· こ ラル	元	識	別	符	뮴	
		Ť	T'8	, , <sub>0</sub>	Bet	7,7	1.0	Ť	
				·					
	1		1		1		1		-
				ļ			ll-		
			+	_			$\vdash$		
				ļ	<del>  </del>		ļ <b>-</b>		
				ļ					
	+	_	_			-	$\vdash$		
							t		
				ļ ·			1		
			. ]						
							l		
							ł		
	_								
							t		
			-				† <u>-</u> -		
				ļ			ll-		
	$\perp$			-			$\perp$		
					<del>  </del>				
									+
. 載要領				1			1		
	届出(	申請)者	は、氏名	を記載	ましたび押印	すること	に代えて	、署名する	5ことができ
2	各「変	更年月日	ま」欄に	は、当	該事項の変	更があっ	た年月日	(人事異重	、営業所等(
					いう。)を訂	載するこ	と。		
		文字は、							
					数字を○で		-		
					線を参考に				
					れやすいも は、別紙に				
	大きさ				TO V DURANT	しがハンエ・	1000	かきょうしゅ めん	_ c

- 22 -

別記様式第7号 削除

						當美	能所	45 — 5	笔录	类		
		の種証番		1	古物商	2	古物市	場主				
	可:	年月				年	月	B				
氏又		和名	名称									
常		575Q										
業	名		称									
所・古物市場	所	在	地					電話	(	)	=	獅
営業所	eg .	1990	称			20,230						
古古	所	在	地					電話	(	)		¥
官業	名	1750	称									
不 所 .		在										

- 23 -

判察

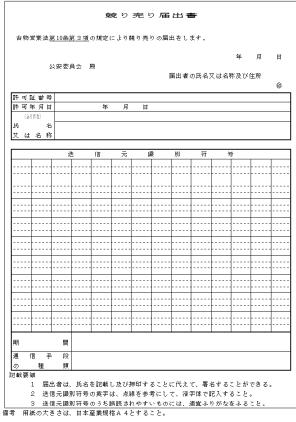
別記様式第8号(第5条関係)

許可の種類	古物商 2.古物	市場主									
許可証衡号		read read									
許可年月日	年	月 日									
(515%)											
氏 名											
又は名称											
ar ar so we it as it											
営業所等を有す。 他の 都道府県:		200	番	号	及	び	許	可	年	Я	日
		許可証番号									
		許可年月日				- 4	Ŧ	月		H	
		許可証衡号				- 6	2.5	200		10	
	1	許可年月日				- 4	F	月		Ħ	
		許可証循号									
		許可年月日				- 4	<b>F</b>	月		Ħ	
		許可証番号									
		許可年月日				- 4	¥	月	9 (	Ħ	
		許可証無号								io.	
		許可年月日				3	¥.	月		日	
		許可証衡号									
		許可年月日				- 5	Ŧ	月		H	
		許可証番号				-		2.0		10.1	
		許可年月日				- 4	Ŧ	月		Ħ	
		許可証衡号									
		許可年月日				- 3	<b>F</b> .	月		Ħ	
		許可証番号									
		許可年月日				4	¥	月		Ħ_	
		許可証备号				-				11/1	
	1	許可年月日				4	F	月		Ħ	
		許可証衡号									
		許可年月日				- 4	į.	月		Ħ	
		許可証番号				- 5		-	_		
		許可年月日				- 4	Ŧ	月		Ħ	
		許可証衡号									
		許可年月日				- 4	ŧ.	月		H	
		許可証衡号						100			
		許可年月日				3	¥.	月	7	Ħ	
	itir ii	許可証實易									
		許可年月日				- 4	¥.	月	0.1	Ħ	

記載要領

1 「許可の種類」程は、該当する数字を○で囲むこと。
2 所定の欄に記載し得ないときは、別妹に記載の上、これを添付すること。
備考 用訳の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第10号の2(第8条関係)



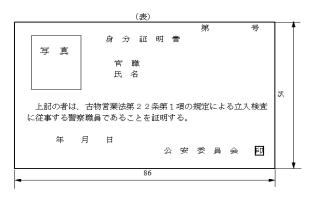
別記様式第10号の2(第8条関係)

23	安委員会	殿			屈出者	の氏名艾	年 は名称及び	月住所	Ħ
許可証券号									0
許可年月日		年	月	Ħ					_
[計算] 氏 名 又 は 名 称									
	送	ſĔ	元	識	91	符	号		_
MI.	圃								
通信手の種	19: 10								

# 別記様式第11号 (第9条関係) 経由警察署長変更届出書 古物営業法施行規則第9条第1項の規定により経由警察署長の変更に係る届出をします。 年 月 日 公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び所在地 0 2 古物市場主 氏 名 又は名称 秭 · 古 所 在 地 物 市 場 電話 ( ) -記載要領 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2. 「許可の種類」欄は、該当する数字を○で囲むこと。 3 「営業所・古物市場」欄には、現に当該公安委員会の管轄区域内に有する営業所又は 古物市場(二以上の営業所又は二以上の古物市場を有する場合には、選択したいずれか 一の営業所又は古物市場)の名称及び所在地を記載すること。 価考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

- 26 -

別記様式第16号の10(第20条関係)



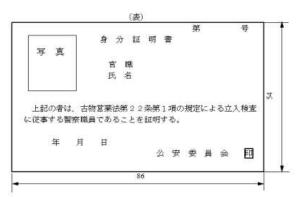
(裏)

### 占物営業法(技粋)

第22条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中 において、古物商の営業所苦しくは仮設店舗、古物の保管場所、 古物市場又は第10条第1項の競り売り(同条第3項及び第4 項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び転奪 等(第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示された ものを含む。(略))を検査し、関係者に質問することができる。 2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証 票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。 3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第16号の10 (第20条関係)



(裏)

## 古物 営業法(接粋)

第22条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所著しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第10条第1項の競り売り(同条第2項及び第3項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。(略))を検査し、関係者に質問することができる。2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証要を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

[様式を削る。]

金券類に係る により届出をし	占物営業に関	業 所し、古物営					則第3	条第2	項の
公安	委員会 殿						年	月	Ħ
				届出者	の氏	名又は名	称及び	住所	
許可の種類	1. 古物商	2 古物市	模士						Ð
許可証番号	4- 53497(0)	# E34901R	100.000						
許可年月日	年	月	H						
長 名									_
又は名称									
金券	類を取	り扱き	う営	業所	又	は古	物工	打場	,
(\$150)						.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
名 称									
所 在 地				電話(		36.1	2		-

価考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[様式を削る。]

		新許可証交付申請書
古	物営業法の一	一部を改正する法律附則第4条第2項の規定により許可証の交付を申請し
	2.9	P(数員会 殿 年 月 日
		申請者の氏名叉は名称及び住所
許	可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
me.	(1148)	
100	は名称	
-	は 石 朴	
7.	(F0 )2=4:V(c)	VAA 648 (548)
生	年月日	年 月 日
住	Pri	
1/35	は民所	
ि		電話( ) - 番
行	商をしようと	とする者であるかどうかの別 1.する 2.しない
主	として収り	01美術品類 02改 類 03時 1881 04自動車 05 1812年
极	おうとする	06 自 転 車 類 07 写真機類 08 手音音音 09 音音工具 10 道 具
-		11 mm - 4 mm m
	種別	1.代表者 2.役 員 3.法定代理人
代	(3150)	
	氏 名	
表	Chemical Survey	VAR RAN
100	生年月日	年 月 日
者		
36	住 所	
7	18 19	20000 10 2
	1	電話( ) - 番

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とすること。

[様式を削る。 考 表 中  $\mathcal{O}$  $\Box$  $\mathcal{O}$ 記 載 及び 対 象 規 定 の 二 重 傍 線 を 付 L た 標 記 部 分を 別記様式第19号(附則第4条関係) 除 旧許可証一覧表 く全体に 1. 古物商 2. 古物市場主 許可の種類 (\$150) 氏 名 又は名称 付 L 旧許可証衡号 た 當旧許可年月日 傍 線 名 称 は 注 古物市場 記 所在地 で 電話 ( ) 뀰 あ る。 旧許可証衡号 営旧許可年月日 年 月 Ħ (3150) 名 称

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

뙆

電話()

変映 1 「許可の種類」欄は、該当する数字を○で囲むこと。 2 所定の欄に記載し得ないとさは、別紙に記載の上、これを添付すること。

古物市場

所在地